

新	旧
<p>(申込方法)</p> <p>第3条 本サービスの申込者は、次のすべてを満たしたお客様に限らせていただきます。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>本契約を締結したお客様は、指定投資信託、指定投資信託の買付に必要な金銭（以下「払込金」といいます。）の払込方法及び指定投資信託ごとの払込金の額（購入申込金額）を指定するものとします。</u></p>	<p>(申込方法)</p> <p>第3条 本サービスの申込者は、次のすべてを満たしたお客様に限らせていただきます。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(金銭の払込)</p> <p>第4条 お客様は、次条に定める指定日までに、<u>払込金（複数の指定投資信託の買付を指定している場合には、その合計額）</u>をお客様の指定預金口座からの自動引落により払込む方法により、お客様の投資信託累積投資取引口座に払込むものとします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>前項にかかわらず、1指定投資信託当たりの払込金の額は、年2回以内でお客様が指定する月において、前項の払込金の額より1千円単位で増額することができます。</u></p>	<p>(金銭の払込)</p> <p>第4条 お客様は、次条に定める指定日までに、<u>あらかじめ指定投資信託の買付に必要な金銭（以下「払込金」といいます。）</u>をお客様の指定預金口座からの自動引落により払込む方法により、お客様の投資信託累積投資取引口座に払込むものとします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(指定投資信託の買付)</p> <p>第5条 当社は、提出された申込書及び指定投資信託の目論見書記載のところに従い、毎月当社が定める日（以下「指定日」といいます。）に、<u>お客様からの払込金から購入時手数料を差し引いた残額をお客様が指定する金額（以下「指定金額」といいます。）とし、指定金額の指定投資信託の買付を行います。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社は、前二項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当した場合は、当該指定日にはお客様の買付注文がなかったものとし、本サービスによる買付は行わないこととします。</p> <p>① <u>当社の定める時限までにお客様からの払込金が入申込金額（複数の指定投資信託の買付を指定している場合には、その合計額）に達せず、残高不足の場合</u></p> <p>② <u>非課税口座（NISA 口座）に設けられた特定累積投資勘定（つみたて投資枠）における買付（但し、第7条に定める果実の再投資による買付を除きます。）の場合であって、買付金額が、当該買付時点におけるお客様の特定累積投資勘定（つみたて投資枠）及び特定非課税管理勘定（成長投資枠）の非課税買付可能額を超えるとき</u></p> <p>③ <u>残高不足等を原因として第4条に定める払込金の自動引落が3回連続して行われなかった場合</u></p> <p>④ <u>お客様が本契約を解約された場合</u></p> <p>⑤ <u>その他当社が必要と認める場合</u></p> <p>4 <u>お客様は、当社所定の手続きによって当社に申出ることにより、いつでも指定投資信託及び購入申込金額の変更、払込みの休止及び再開をすることができます。</u></p>	<p>(指定投資信託の買付)</p> <p>第5条 当社は、提出された申込書及び指定投資信託の目論見書記載のところに従い、毎月当社が定める日（以下「指定日」といいます。）に、<u>お客様からの払込金でお客様が指定する金額（以下「指定金額」といいます。）の指定投資信託の買付を行います。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 当社は、前二項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当した場合は、当該指定日にはお客様の買付注文がなかったものとし、本サービスによる買付は行わないこととします。</p> <p>① <u>当社の定める時限までにお客様からの払込金が入申込金額（同一の指定日に複数の指定投資信託の買付を指定している場合には、各指定金額の合計額）に達せず、残高不足の場合</u></p> <p>② <u>NISA 口座における買付の場合であって、買付金額がお客様の非課税買付可能額を超過するとき</u></p> <p>(新設)</p> <p>③ <u>お客様が本契約を解約された場合</u></p> <p>④ <u>その他当社が必要と認める場合</u></p> <p>4 <u>お客様は、当社所定の手続きによって当社に申出ることにより、いつでも指定金額を変更することができます。</u></p>
<p>附則</p> <p>この約款は、2024年5月13日より適用させていただきます。</p>	<p>附則</p> <p>この約款は、2024年1月1日より適用させていただきます。</p>